

## がらまんホール新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン

### はじめに

本ガイドラインは、当施設のスタッフ、来場者、出演者並びに公演関係者への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、施設利用における予防策を示したものであり、当面の間適用されるものである。また、沖縄県イベント等実施ガイドラインに準じて、必要な対策項目を随時追加することとする。

### 基本方針

イベント実施に際しては、下記の3つの条件（いわゆる「三つの密」）を回避するため、主催者のみならず、すべての主体が相互に徹底して感染拡大防止へ取り組むこととする。

- ①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）
- ②密集場所（多くの人が密集している）
- ③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）



### 利用時に厳守していただきたい4項目

- ①咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒の徹底
- ②手洗いまたは消毒をしていない手で顔を触らないこと
- ③社会的距離の確保の徹底
- ④下記の症状に該当する場合、来場を控えること  
37.5度以上の発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感などの風邪諸症状が見られる場合

### 【基本的な感染拡大予防策】

#### 1. 施設内

少なくとも施設の開館の際には施設内のドアノブや手すり等不特定多数が触れやすい場所の消毒を行うとともに、施設内の換気について十分な対応をとること。

#### 2. 公演会場入口

- ①密にならないよう施設定員は200名以下の人数制限を設けること。
- ②主催者の方で手指消毒用の消毒液を用意し、会場の出入口に設置すること。
- ③会場入口の行列は、最低1m（できるだけ2mを目安に）の間隔を空けた整列を促す等、人が密集しないよう工夫すること。
- ④公演の前後及び公演の休憩中に、会場内の換気を行うこと。
- ⑤来場者が自分で半券を切って箱に入れ、主催者がそれを目視で確認するといった方式等もぎりの簡略化を図ること。

### 3. ロビー、休憩・展示スペース等

- ①対面での飲食や会話を回避するよう表示や館内放送等で促すこと。
- ②公演前後及び休憩中に、人が滞留しないよう、段階的な会場入り等の工夫をすること。
- ③施設を使用している間は常に空調を作動させること。
- ④テーブル、椅子等の物品の消毒を定期的に行うこと。

### 4. トイレ

劇場等トイレの混雑が予想される場合、主催者は来場者に対して最低1m（できるだけ2mを目安に）の間隔を空けた整列を促すこと。

### 5. ゴミの廃棄

- ①ゴミの廃棄を行う者は、マスクや手袋の着用を徹底すること。
- ②作業を終えた後は、手洗いをすること。

### 6. 体調管理に関する周知・広報

- ①感染予防のため「利用時に厳守いただきたい4項目」について来場者に対して周知・広報すること。
- ②施設における感染予防対策及び感染の疑いのある者が発生した場合には速やかに連携が図れるよう、所轄の保健所との連絡体制を整えること。
- ③出演者並びに公演関係者においても①・②については同様の対応をすること。

### 7. 利用申請時

主催者団体においては、後述の「公演主催者に協力を求める具体的な対策」を参照し、これに従って公演を実施すること。また、利用申請時に感染症対策チェックリスト（別紙①）に署名し、提出すること。

\*今後、各施設を運用するにあたっての定員数は以下の通りとする。

（表①）

| 施設名（付帯施設）  | 制限定員                     |
|------------|--------------------------|
| がらまんホール    | 398名以下<br>（母子席の使用は1家族のみ） |
| ホワイエ       | 50名以下                    |
| リハーサル室     | 24名以下                    |
| 第1・第2・第4控室 | 各室4名以下                   |
| 第3控室       | 10名以下                    |

※緊急事態宣言が発令された場合、その期間中の施設定員数は通常の半数以下とする。

#### 【公演主催者に協力を求める具体的な対策】

##### <公演前の対策>

##### （1）入場制限

・公演の企画にあたって、密集を回避する方策や密な状況が発生させない工夫の導入を検討すること。可能な限り事前予約による座席指定を実施すること。

（例）－開場・休憩時間の延長

- －入場時のチケット確認（もぎり）の簡略化
- －入場待機列の設置
- －日時や座席の指定予約による人数調整
- －大人数での来館の制限 等

・来場者が多数になることが見込まれる公演については、各都道府県において示される対応に基づいて実施の可否及び実施する際の感染予防措置について対応を検討すること。特に県外からの来場者が多数想定される公演については、より慎重な対応を検討すること。

## （２）来場者との関係

・チケットシステム等により事前に把握している範囲で、公演ごとに、来場者の氏名、住所及び緊急連絡先を把握すること。また、来場者に対して、こうした情報が来場者から感染者が発生した場合など必要に応じて保健所などの公的機関へ提供され得ることを事前に周知すること。

## <公演当日の対策>

### （１）周知・広報

感染予防のため、施設管理者と協力の上、来場者に対し「利用時に厳守いただきたい４項目」を周知すること。

### （２）来場者の入場時の対応

- ・風邪諸症状が見られる場合や、過去２週間以内に感染が引き続き拡大している地域への訪問歴がある場合は入場をお断わりしてもらうこと。
- ・事前に余裕を持った入場時間を設定し、ゾーンごとの時間差での入場、開場時間の前倒し等の工夫を行うこと。
- ・入待ちは控えるよう呼び掛けること。
- ・パンフレット・チラシ・アンケート等は極力手渡しによる配布は避けること。
- ・プレゼントや差し入れ等は控えるよう呼び掛けること。

### （３）公演会場内の感染防止策

- ・「利用時に厳守いただきたい４項目」を遵守し、複合的な予防措置に努めること。
- ・催事参加者の収容人数は（表①）に従うこと。観客席は、当館の規定した座席表を参照し、対面及び密接にならないよう対人距離を確保すること。
- ・公演中の来場者同士の接触は控えていただくよう周知すること。
- ・来場者と接触するような演出（声援を惹起する、来場者をステージに上げる、ハイタッチをする等）は行わないこと。
- ・事前に密集状況が発生しないように余裕を持った休憩時間を設定し、トイレなどの混雑の緩和に努めること。

### （４）公演出演者・関係者の感染防止策

- ・公演の運営に必要な最小限度の人数とすること。関係者以外は舞台、控室に入れないこと。
- ・各自検温を行うこととし、37.5℃以上の発熱がある場合、または風邪諸症状がある場

合は、自宅待機を促すこと。

- ・ 公演主催者は、従事者の緊急連絡先や勤務状況を把握すること。
- ・ 表現上困難な場合を除き原則としてマスク着用を求めるとともに、出演者間で十分な間隔をとるようにすること。大声での発声、歌唱を行う場合は、最低でも2m以上を確保するか、演者の間に仕切りを設置するなどの対策に努める。また、公演前後の手指消毒を徹底すること。
- ・ 楽屋等では使い捨ての紙皿やコップを使用すること。
- ・ 機材や備品、用具等の取り扱い者を選定し、不特定者の共有を制限するようにすること。
- ・ 仕込み・リハーサル・撤去等において、十分な時間を設定し、密な空間の防止に努めること。

#### (5) 感染が疑われる者が発生した場合の対応策

- ・ 感染が疑われる者が発生した場合、対応するスタッフはマスクや手袋の着用し、速やかに別室へ隔離を行うこと。
- ・ 速やかに、医療機関及び保健所へ連絡し、指示を受けること。

#### (6) 物販

- ・ 現金の取扱いをできるだけ減らすため、オンラインの販売や、キャッシュレス決済を推進すること。
- ・ 「利用時に厳守いただきたい4項目」を遵守し、実施すること。
- ・ 対面で販売を行う場合、アクリル板や透明ビニールカーテンにより購買者との間を遮蔽すること。
- ・ 多くの者が触れるようなサンプル品・見本品は取り扱わないこと。

#### (7) 来場者の退場時の対応

- ・ 事前に余裕を持った退場時間を設定し、列またはグループごとの時間差での退場等の工夫をすること。
- ・ 出待ちや面会等は控えるよう呼び掛けること。

#### <公演後の対策>

- ・ 公演ごとに、来場者の氏名、住所及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成・保存するよう努め、感染が発覚した際には感染源が追跡できるようにしておくこと。
- ・ 感染が疑われる者が出た場合、保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、必要な情報提供を行うこと。なお、個人情報の保護の観点から、名簿等の保管には十分な対策を講ずること。